

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、8番議員の一般質問を許します。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 傍聴の皆さん、長い間の傍聴ありがとうございます。私で最後になりますので、どうかお付き合いのほどよろしくお願いいたします。

私は3点について町長に考え方を伺います。

まずはじめに、国民健康保険の資格確認書、まあ今まで資格証明書の廃止ということですけども、これについて伺いたいと思います。

国民健康保険証は、改定ナンバー法により短期保険証がなくなり資格証明書だけが残り、特別療養費の支給型資格確認書となるのではないのでしょうか。短期保険証が廃止されるにあたって、私の調べでは、昨年か一昨年か33世帯があったと思うんですけども、この人たちの滞納していた保険料はどのように処分されたのでしょうか。資産差し押さえなど無理な支払いを求めたのではないかと危惧します。

この制度に移行するにあたり、国は特別療養型、名前が長いので旧資格確認書の発行にあたって、1年以上の滞納世帯が窓口10割負担になることから、よく話し合って、連絡がつかない場合は訪問するなどするように、また、減免申請を行う、その際、生活保護の申請にも繋げるように慎重に必要最小限に特別療養型給付資格確認書を行うということが通知、通達しているのではないのでしょうか。この方々は何世帯あるのでしょうか。

また、減免申請は生計を一にする家族全員の資産調べ、いわゆる金融機関調べに同意することを求めています。徹底した話し合いによって生活状況は把握できるのではないのでしょうか。他市町村はそこまでの判断で金融機関調べは行っていません。生活保護申請時に必要な行為を当町は行っていません。5年以上の滞納を出さないための対策は今後しっかりと取り、資格確認書、いわゆる特別療養支給型資格確認書の発行することの廃止を考えませんか。安心して医療にかかれる体制をつくることを考えないのでしょうか。

改定ナンバー法によりマイナンバーカードを持たなくとも資格確認書が発行されます。特別療養費資格確認書の方は窓口で10割負担しなければなりません。病院の行き渋りが始まります。病気を悪化させてしまいます。重篤化してからでは保険者にも負担が多くなります。

また、マイナンバーカードを初期に取得した人たちは、更新の時期に入ってきています。更新にもう行かれないという人の声を多く聞きますが、特に交通手段を持たない後

期高齢者医療保険証はどのようになるのでしょうか。役場で申し込めば日曜日も手続きできると言いますが、循環バスは走っていません。施設入居者も同じことです。対策を教えてください。

次に、一人暮らし高齢者・障がい者の非常時対策について伺います。

高齢人口の比率が高い当町において、一人暮らし世帯もかなり多いのではないのでしょうか。付け加えて身体・精神障がい者の一人暮らしもかなり多いことが配食弁当の質問で分かりました。

最近、能代市での高齢者緊急24時間通報システムが1月28日付けの北羽の記事に載り、皆さんの関心が高まっています。それによると、ふれあい電話の利用が減少したことから、ペンダント型の通報システムがあり、利用したい方は申請できるということです。ペンダントの貸与や設置は全て無料となっています。緊急時に際して親族的な方に通報協力してもらう必要があるため、3人以上登録しなければなりません。

当町では、一人暮らしの方は民生委員などよく訪ねてくれるから助かるという声も聞きます。社協の運営時間が、営業時間が平日の時間外であったり、平日の日中以外何かあったら不安だという声を聞きます。

また、宮城県角田市はもっと詳しく具体化されています。一人暮らし老人緊急通報システムの事業のしおりには、家庭用緊急通報器と警備会社に設置された電話回線がオンラインで結んでいます。緊急通報装置本体の緊急ボタンやペンダント型緊急ボタンリモートスイッチを押すと、警備会社から安否確認の出向者、登録者3人の誰かに要請がかかって、24時間以上このセンサーが動かない時は警備会社が自動的に通報されます。設置時の通報器の費用は、生活保護世帯や非課税世帯は無料です。ほかは所得に応じて負担額が増えるようになっています。

参考になる点をピックアップすると、休日・夜間はペンダントを身に付けることや、常に3人以上の知り合いの確保をしておくこと、能代市のように無料にするとか角田市のように低所得者に配慮している、こういうシステムがあることです。身近にある警備会社、アルソックやセコムに支援してもらい、費用を援助するということも考えられます。高齢者が少しでも長く自立した生活を地域社会で送れることは、今後非常に大事になってくると思います。

以上のことから町長の施策はないのでしょうか、考えをお聞かせください。

3つ目は、第三セクターについて、ハタハタ館は町民の福祉と健康に繋がっているか

ということです。

第三セクターの経営が、破綻が相次いでいます。これにより自治体財政への大きな負担も住民へしわ寄せが行っていると言われております。帝国データバンクの調べでは、第三セクターの倒産は2000年がピークで、25年前ですが、この年は22件です。

国の民活法、1986年施行は、中曽根内閣の民間活力路線に基づき、地方公共団体と民間事業者が共同出費する第三セクターをつくり、事業を推進し、翌年にはリゾート法として、共に税、財政優遇対策で大型開発を展開し、破綻が明らかになるにもかかわらず、PFI、民間活用した公共事業と看板をすえ替えて事業を継続してきました。正にハタハタ館は、この波に乗って観光施設としてホテル型に変え、一時的な宿泊や宴会を頼りに進めてきました。

町民が利用してにぎわっていた時期は1990年から2000年の頃ではないでしょうか。今は高齢者が湯っこランドの代わりもなく、日帰り温泉の楽しみもなくなりました。あの頃、せめて湯っこランドに代わるものをと発言していましたが、健康器具のあった場所にでもできないかも、これも実現かないませんでした。温泉好きの人は、700円になったらあと行かない、温泉ゆめろん、くららと名前を挙げる人もいます。入浴料を安くし、休憩者無料で何時間もゆっくり楽しめるものと言います。ホテル宿泊室にシャワーを取り付けることで、温泉宿泊を閉鎖していたにもかかわらず、レストランを今までより営業時間を長く行ったメリットはあったのでしょうか。経営者としての社長は、利益を度外視したこのやり方でよかったのでしょうか。利用客はあったのですか。このようなやり方では今後の影響が心配になります。

来年度から町への借金300万円、令和7年度からですが、銀行返済600万円で、900万円返済が始まります。これも心配です。今後、道の駅、モンベル社の誘致、ぶりこ、産直課題は大詰めに入ります。モンベルは店舗の提供がハタハタ館になるのか、また、個別に物を建てるのか分かりませんが、膨大な費用がかかります。町民の要望とかけ離れたところで展開していきます。まず、ぶりこを町民が買いやすい地産地消の農水産物になってほしい。また、入浴料700円に値上がってしまいましたけれども、町民が我が家の、また私の記念日入浴サービスなどやるとか、巡回バスを利用したサービスがあるとか、いろいろ考えられるのではないのでしょうか。町民に対する施策をお願いします。

また、ぶりこ、ハタハタ館の、ぶりこが今後どうなるのか、これも大変心配ですけれども、ぶりこ、ハタハタ館運営協議会みたいなものを立ち上げ、女性の声を大いに反映

させるようなこういう場も必要だと思います。

以上、いろんなことが考えられると思いますが、今のままでは町民から町民離れがますます広がって行ってしまいます。以上について町長の考え方を伺います。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 見上議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「国民健康保険の資格証明書」についてであります。

特別療養費制度は、督促や納付勧奨したにもかかわらず、特別な事情がなく1年以上滞納されている場合で、医療機関を利用の際は、窓口で一旦全額自己負担いただき、後日申請により給付割合相当額をお返しする制度であります。

税の減免につきましては、罹災や貧困、著しい所得の減少等による担税力の有無により判断され、税の時効が5年から3年に短縮となる滞納処分の執行停止につきましては、行方不明や著しい生活の困窮、処分する財産がないなどの理由が認められ適用されるものであります。

特別療養費の支給対象である方は、特別な事情がなく1年以上滞納されている方ですので、そうした方に対して国民健康保険税の減免や滞納処分の執行を停止した事例はないものと認識しております。

しかしながら、当該制度の趣旨は滞納となった方との折衝の機会を設けることにあり、状況によっては減免事由に該当する場合や、分納計画等により特別療養費の対象外となる場合もありますので、引き続き粘り強く交渉に当たってまいります。国民健康保険法で定められているとおり、特別療養費を町が廃止するということはありません。

また、マイナンバーカードの更新につきましては、高齢の方や施設入居の方にはご難儀をおかけしておるものと考えますが、国の制度であることから、利用者にはご理解をいただけるよう努めてまいります。

一方、更新手続きが行われない場合には、自動的に通常の資格確認書が送付されることとなりますので、議員ご指摘の後期高齢者医療制度含め、更新しないから窓口負担が10割になるということはないものと考えております。

次に、「一人暮らし高齢者・障がい者の非常時対策」についてであります。

現在町内では、高齢・障がいのある方が安心して日常生活が送れるよう、「ふれあい

安心電話」、「一人暮らし高齢者見守り事業」、「配食サービス」、民生委員による定期訪問に加え、介護・障がい福祉サービスをご利用の方へは、ケアマネージャーやヘルパーの方が定期的に訪問を行っております。

また、町社会福祉協議会内の地域包括支援センターは、転送電話により24時間体制となっております。

高齢者・障がい者の一人暮らしの夜間・休日時における緊急事態につきましては、緊急連絡先を各自備えておりますので、ご自分で連絡できる場合はご自分で、救急要請については「躊躇なく」通報することを前述の事業を通じて伝えております。

しかしながら、電話も難しい場面なども想定されることから、通報システムにつきましては、スマートフォンアプリから24時間見守りタイプのものなど多種多様となっておりますので、それら製品等の情報収集に加え、近隣自治体の状況等を踏まえながら、費用の一部助成について検討してまいります。

次に、「ハタハタ館」についてであります。

ハタハタ館については、非常に厳しい経営状況が続いており、1月20日の議会全員協議会でも説明させていただいたとおり、飲食部門の衰退と、電気料金等の高騰による経費の増加が主な原因であり、経営健全化に向けた対策が喫緊の課題となっております。

一方で、施設についても、平成18年度の大規模改修から既に18年経過しており、温泉設備を中心に施設の老朽化が進んでいることから、引き続き、設置目的である「観光振興と住民の交流、健康・福祉の増進に資する施設」としての役割を果たせるよう、適宜必要な改修等を行い、施設の長寿命化を図っていく必要があると考えております。

こうした中、町としましては、ハタハタ館の存続を目指して、入浴料の改定や電気料金の削減、飲食部門の見直し等を盛り込んだ「経営改善方針」を作成したところであり、レストランの夜営業再開や電気料金削減に向けたリバーオークションの実施など、一部施策については既に取り組んでいるものもあります。

また、施設の維持についても、有利な事業債を活用しながら、年次計画により改修・更新等を行っており、今年度は、温泉設備の主要機器である、ろ過装置や制御盤等の交換工事を実施したところであります。

しかしながら、改善方針で示した電気料金削減や宿泊部門の売上げ増加など、一部施策については一定の効果があったものの、飲食部門の改善については、2月中は日帰り入浴を中止していたこともあり、利用者が極端に少なく、特にレストランの夜営業につ

いては僅か10人程度の利用にとどまり、再開の効果は限定的なものとなっております。

また、施設の維持管理については、これまで改修工事に充当していた合併特例債が令和7年度で終了するため、今後予定している温泉ボイラーや受変電設備、非常用設備等の更新に際しては、新たな財源の確保が急務となります。

このため、重要課題である飲食部門の立て直しについては、新規メニューの開発や宴会プランの見直し、営業活動の強化に取り組むことで集客力の向上を図るとともに、先行して実施しているレストランの夜営業については、人員配置やメニュー数を工夫しながら、夜営業の再開が町内外に周知されるよう継続して取り組んでまいります。

また、施設の維持管理については、現在、ハタハタ館直営で実施している保守点検業務をメンテナンス業者に業務委託し、予防保全を徹底することで、故障頻度の多い温泉設備の延命化を図るとともに修繕費用の削減にも努めてまいります。

いずれにしましても、ハタハタ館の存続については今正に大きな岐路に立っており、想定を上回る物価高騰の影響により売上げの上昇率を経費の上昇率が大きく上回っており、このような状況下にあっては、売上げの上昇が逆に赤字幅を膨らませてしまうため、どうしても物価高騰の影響額を販売価格に転嫁させる必要があります。

言い換えれば、物価高騰により経費の削減が難しい状況の中で、経営の黒字化を目指すためには、高騰分を考慮した適正価格を維持していくことが必要不可欠であり、当然、入浴料についても例外ではなく、町といたしましても今回の料金改定は苦渋の選択でありましたが、今後、この料金改定に見合うサービスをしっかりと提供できるよう、従業員の接遇向上など、利用者の満足度に繋がる取り組みを推進してまいります。

また、議員のご質問にもあるように、このハタハタ館は町民の福祉・健康増進に資するための施設でもありますので、今後は、町民に喜ばれるサービスの提供やイベントの開催にも取り組んでまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（皆川鉄也君） 8番議員、再質問ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） まず1問目の国民健康保険のことについて伺います。

私はまず一番心配しているのは、まあ決算の時とか予算の時とか聞いてますけれども、資格証明書何人いるのか、それから短期保険者証何人いるのかということで、まあ私の中では短期保険証は33世帯、それから資格証明書は16世帯、合わせてその人数は60人か70人くらいではなかったかと思うんですけれども、このマイナ法によって短期証明

書はもうやめますと。資格証明書もやめてくれれば一番いいんですけども、ここは残ってしまいました。その世帯の人たちが資格証明書に行かないでなくなったということは、どのようにしてその滞納が処分されたのか。まあ差し押さえとか、強制的な執行停止はなかったということですけども、この人たちに対してどういうふうな説明をして、それで保険証が、滞納が全部なくなったのか。そのことをまず聞きたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。今井税務会計課長。

○税務会計課長（今井利宏君） ただいまのご質問にお答えします。

短期三十何件というお話でしたが、現在、療養費に切り替わった方は3件あります。それ以外については分納とか特別事情の申し出があり、滞納解消というわけじゃないんですけども、通常資格確認書が出ております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） ちょっと私もちょっと今、耳ちょっとあれだったんですけども、じゃあ資格、まあ前の資格証明書というのが3世帯ってということですか。で、短期保険者証の人たちの支払いは、まあ当然減免申請とか行われたと思うんですけども、減免申請の際の同意書に繋げる金融機関調べとかそういうところが詳しく詳細に行われたんでしょうか。で、資格証明書、特別療養給付何とかかんとか資格確認書ってなってますけれども、その人たちを、なるべく国の方でもこれを出さないために、私の調べた通達とかを見ると、まずとにかくよく話し合っしてほしい、そして電話で、電話も出なかったら訪ねて行って、訪問して支払えるような状況をつくってほしい。で、その際、減免申請とか、それから生活保護に結びつけるようなそういうことをやってほしいということで、こういうことが行われたんでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。今井税務会計課長。

○税務会計課長（今井利宏君） 最初の資格関係の話ですけども、資格証明書から特別療養費に変わったのは7件、特別療養費の何だ、特別療養費の対象者になったのは7件で、短期から特別療養費に変わったのが3件ということです。で、その滞納額がなくなったのではなく、納税分納の手続きとか、あと特別事情の申し出等があったりして、その関係で通常資格確認書が出されております。滞納がなくなったわけではありません。

それから、その人たちの対応ですけども、10割負担、大変重い制度ですけども、こ

ちらからの通達に反応がないといっても、やはり小さな町ですので、そういう方の状況っていうのは、職員が顔見知りであったりすることもあるし、あと、ある程度仕事や家庭の状況は分かっています。長年の滞納がある方には、これまでも納付相談、分納計画やったこともありますし、直接お会いして電話でお話したりしたこともありました。また、確定申告、この相談を受けたりして状況を把握得ておりますけれども、やはり本人からの納付相談、そういうのがなければ10割の特別給付対象者ということになっていきます。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 減免申請したのかということではちょっと答えがありませんけれども、徴収猶予の制度がいろいろあるんですけれども、こういう制度があってこういうふうな支払い方ができるんだよっていうことを説明しましたか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。今井税務会計課長。

○税務会計課長（今井利宏君） 督促とか納税勧奨、そういう際に、常に状況が厳しい場合には納付相談してくださいということでお話しています。場合によっては減免の対象なったり、それから分納誓約出すことで10割負担にならないような方向で、できるだけ10割負担ならぬように対応しております。

ただ、減免の話ですけれども、減免は当然申請によるものですので、申請がない方については受け付けておりませんので、当然対象にはなりません。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 申請がないからとかじゃなくて、この改定ナンバー法に代わるにあたって、やはり国の方でもかなり強く言ってるのは、とにかく話し合ってください、訪ねていってください、それで電話が繋がらなかったら訪問してください、こういうことが書かれて、それでその、まあ短期保険証をなくするという事は、まあ町では努力して、移行して支払い計画とか立てて短期保険証少なくしてる努力は分かりますけれども、ただやっぱり来ないからではなくて、国では行ってくださいってこういうものになってるんです。で、今、短期保険証の人たちもまだ滞納があるということですが、これが1年以上になると、この人たちはもうまた特別療養給付支給資格確認書みたいなものが発行されて窓口で別のものを提出しなければならないということになる予

備軍が、やはり今の話ではいるんだということです。ここにもう一つやっぱり担当課の努力をお願いしたいと思います。そのことについて一言答弁をお願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。今井税務会計課長。

○税務会計課長（今井利宏君） とにかくお話をという話でしたけれども、私どもも電話とか、また会ったりした時に、当然文書を出す時も、とにかく相談してくださいということにしております。

で、臨戸訪問の話ですけども、最近是全国的に訪問時のトラブルとかが多かったりして、さらに本来納税は自主納税だということで積極的に臨戸訪問することはだんだんなくなってる流れです。そういうことをご理解いただきたいと思います。

あと短期の1年延びた場合はどうなるのかというお話ですけども、短期の方も1年延びても、やはり特別の事情があったり、それから納付相談の中でのその分納計画、それがきちんとできていれば、10割負担にはならないように対応しております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） まあ今まで予算・決算の時にも詳しく聞いてきたんですけども、当町の場合は10年先まで払わなければならなかった人もいたと、そういうちょっと考えられない事態があって、まあ5年、支払い方も先の方でなくて手前から消していったってほしいということを再三言ってきたんですけども、このマイナ保険法の改正とともに、ここをやはり整理するところを整理して、短期保険証がなく、昔の資格証明書の方に移ったっていいところもあるんですけども、やはりこの点は慎重にということとです。

そしてですね、まあ資格証明書の人たちが10割負担になるということ、これはやはりもう最低限度を減らしていく、そしてそのために減免申請の際のこの同意書を求める、家族全員の金融機関調べていうことは、まず国の方で言っているとおり、とにかく話し合って、それで家庭状況を把握してほしい。これが、これをやってるのが、ほかの他市町村はせめてこれでやってるわけです。よく話し合って、それで窓口でもどこでも、その上で家族の金融調べは行わない、その家族の状況が分かるということです。是非この点を力を入れて、まあ金融機関調べをやらなくともいいように、そして特別給付支給型資格確認書の発行がなされないように努力してもらいたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） 答弁必要ですか。

○ 8 番（見上政子さん） 答弁まずいいです。同じ回答ですので。

それで、マイナンバーカードの更新ですね、5年ごとの更新がもう始まって更新の通知が来てるっていう人がかなりいます。その際、え、あどだってもう行きてぐねっていう、もう嫌だ、役場までは行かれないという人がかなり多くこれから出てくると思うんです。いずれ今、このマイナ保険法の改正に伴って全国各地からいろんなその苦情が出て、まあこれが資格確認書としてマイナンバーカード持たなくとも持っても全対象者には資格確認書が発行されるということですので、これはひとつ前進した面ですけれども、当町の場合、これをもし更新しなければどういうことになるのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。菊地福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊地俊平君） ただいまのご質問にお答えします。

町長答弁にもありましたけれども、更新手続きが3カ月過ぎても行われない場合には、自動的に通常の資格確認書が送付されることとなります。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ありませんか。8番見上政子さん。

○ 8 番（見上政子さん） それは分かります。そのためのまあ日曜日に窓口を開くということですが、この効果はあるのかなっていう、こんな感じがします。巡回バスも通りません。80歳、85歳以上の人たちがどうやってやるのか。更新するのか。そのままにしておけばいろんなところで不具合が出てくると思うんですけれども、町長、この点について、まあ私は進める方ではないんですけれども、更新できねばどうなんだがということは保険証の場合は分かりました。これに対する手立てですね、いま一つ何か、日曜日だけ、申し込みがあった人たちに対しては日曜日を行うっていうことは十分じゃないですか。

○議長（皆川鉄也君） 休憩いたします。

午後 2時29分 休 憩

午後 2時30分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。工藤防災町民課長。

○防災町民課長（工藤善美君） 見上議員のご質問にお答えします。

マイナンバーカードの更新というふうなことでよろしいかと思っておりますが、日曜窓口に関しましては、まずどちらの方がいらっしゃっても結構なものでございます。うちの方で去年、年変わりましたので去年変更となりました延長窓口に関しましては、あくまで前もってお話しただければという方でも対応できるというふうなことでございます。

で、見上議員が今おっしゃった高齢者の方の場合であれば、日中、巡回バスを使っていらっしゃっていただければ、帰りは町の方でお送りすることもしておりますので、平日いらっしゃっていただくことは可能ではないかなと思っておりますが、そちらの方で対応できればと思っております。あと、もし何か更新に関しましてこうしていただきたいというふうなご要望がありましたら、ご相談の方いただくと大変助かります。よろしく申し上げます。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） そのことを詳しくやはり周知してほしいと思います。どうやって行けばいいのかっていうふうなこととか、やっぱりいろいろあると思いますので、その辺は周知してください。

この1問目についての質問はこれで終わります。

○議長（皆川鉄也君） 引き続き2問目の質問に入ってください。

○8番（見上政子さん） はい。2問目について行います。

町の方でも、一人暮らしの高齢者の方々には、町民の人たちもよく訪ねてきてくれるし、いろんな人が来てくれるっていうふうなことは言われてます。ただその人たち、まあそれは大変結構なんですけれども、やはり一人暮らし、風呂に入った時とか寝てる時に具合悪くなったりとかそういう時に心配だよなっていう、それに合わせて、北羽の記事を見て、ああいうのあればいいよなっていう、やはり一人暮らしの方々の声が聞こえます。そのためにもですね、方法はいろいろあると思うんですけれども、まあ警備会社と連携したり、能代市のように設置から何から全て無料にすることもできますけれども、まあ社協、具合悪いと社協に繋がるようなシステムにはなってます。ふれあい電話も24時間体制っていうのは分かります。これは何か県の方に繋がるみたいなんですけれども、利用もかなり減ってる、このふれあい電話の利用がかなり減って、電話を取り外した件数もすごく多くなったので能代市は始めたということなんですけれども、やはり24時間体制、これがあれば安心して一人暮らしが過ごせるのではないかな。まあ自分で自立して地

域の中で生活するっていうのは非常に、今後高齢化がどんどん進んでいく中で、私たち町でサポートしていかなければならないことがかなり増えると思います。そういう点ですね、いま一つ、夜間型とか休日型とかそういうことを考えた場合、必要に思いませんかっていうことをちょっと伺いたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。菊地福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊地俊平君） ご質問にお答えします。

基本的には見上議員考えたとおりだと思いますけれども、ちょっと付け加えさせていただければ、ふれあい安心電話なんですけれども、これは県社協が中心となって行っていた事業なんですけれども、令和3年度に県社協がこの事業をやめましたことにより他自治体では違うサービスを行っていることになっております。八峰町が実施しているふれあい安心電話事業なんですけれども、こちらは県社協に繋がるのではなくて別の委託業者さんに繋がっていくということになっておりまして、形を変えながら当町ではこの事業を実施しているということですので、よろしく願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 私が聞いているのはふれあい電話もそうですけれども、休日型とか夜間型、そういう場合のことを考えませんかということを質問してます。ふれあい電話で連絡できるっていうこともありますが、電話までたどり着くことができればいいんですけれども、こういうことが非常にやっぱり高齢化社会とともに困難になってきているということからこういう制度が生まれてきていると思いますので、まあ費用もそんなにかからないと思うんですが、民間であったら設置のいくらかを補助するとかそういうことも考えられると思いますが、その点についての考えは全くないのか、それとも、まあ町長が少し検討してみたいということもありましたけれども、どのように前向きに検討されるのか伺いたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。菊地福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊地俊平君） ふれあい安心電話のお話がちょっと長くてあれだったかもしれないんですけれども、その前段で見上議員の考えていらっしゃるとおりだというふうに述べたことを申し添えます。また、町長答弁にもありましたように多種多様なシステムがありますので、そちらの状況等について、一部助成を含めて検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 前向きに考えてくださるということで、この質問は終わりたいと思います。

次に、ハタハタ館は町民の福祉と健康に繋がっているのかということについて、もう少し質問をさせていただきます。

まあ温泉を経営するにあたってというか、まず経営者としてですね、まあ考えられないようなその、温泉がないのにレストランの営業をやってしまった、これは何日間これをやったのか。そして、それにレストランには何人を配置していたのか。そして夜の営業に人は来ていたのか。その点について伺います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。成田商工観光課長。

○商工観光課長（成田拓也君） ただいまの見上議員のご質問にお答えいたします。

レストランの夜間延長の関係ですけれども、温泉が工事に入りましてから再開するまでの期間でありますけれども、答弁にありますとおり10人程度という大変少ない人数でございました。あ、ですので、およそ3週間程度ということになります。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ありませんか。

○商工観光課長（成田拓也君） あ、すいません。

○議長（皆川鉄也君） どうぞ。

○商工観光課長（成田拓也君） あ、すみません。回答漏れました。従業員の配置につきましては、ちょっと現場の方から私話を聞いておりませので、申し訳ありませんけれども何人に対応したかはちょっとお答えできません。申し訳ありません。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 3週間ですね。レストランは1人で夜間も、2人、1人っていうことはあり得ません。2人か3人かだったんじゃないでしょうか。まあ12人ということだったと思うんですけれども、夜間はゼロだったんですよね。で、ゼロなのに3週間続けなければならなかったのか。そこら辺の判断の仕方が、私はその一つの事業を経営する社長としてあり得ないと思うんです。まあ節約節約と言いながらですね、人員を配置して、ますます赤字をふくらましてしまっていて。こういうやり方が本当にこ

これは官僚、まあ公務員的な考え方ですよ。こういう赤字になることを分かっている、そしてもうこれじゃあ駄目だといったら早期にやっぱり1週間だったら1週間で見切りをつけて、人件費、これに人件費とか光熱費がかなりかかっていると思います。こういう判断ができない人がどうしてこのハタハタ館の経営ができるんでしょうか。私はそういうことに対して大変疑問を感じます。

で、今、町長の方から健康と福祉の増進を図るとは言いましたけれども、700円に見合ったそのハタハタ館の状況、これはほとんどもうどこを改善したのか、まあタイル張りとか危ないところとか直したと思うんですけれども、あ、700円になった、これで少し変わったなって、こう思えるようなハタハタ館になってないと思うんです。で、700円になるからには、やはり町民に対して、これはもともと町民のものであるから、あなたたちも恩恵与えますよって、700円になったらこういうふうになりましたよってというようなことが全く見えてこないんですよ。これでいいのかっていう、この先どうなるのかっていうことは大変心配です。

以上についてちょっともう一度、町長の考えを伺います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。

○町長（堀内満也君） ちょっと休憩。

○議長（皆川鉄也君） 休憩します。

午後 2時42分 休 憩

午後 2時43分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 見上議員のご質問にお答えいたします。

レストランの夜営業の件についてでございますけれども、実はですね、このレストランの夜営業、1月から実はスタートしたところでございます。ただスタートしたばかりですので、まあ温泉がやめるから、まあ中止っていうか休止するから、じゃあレストランもやめましょうというような決断には至らなかったところでございます。いずれにしてもですね、結果は10人程度ということではございましたけれども、引き続き町内外に対してですね、夜営業もやってんだということをしっかりと周知して更なる誘客に繋げてまいりたい、そのように考えております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 町民サービスとして、まあ通告にも出してましたけれども、700円になるにあたって何らかの町民に対する、まあ回数券もありますけれども、回数券ってというのはほら、長年ずっと使ってる人、ずっと使ってる人には便利ですけども、まあ寒いから行ってみるかとか、孫が来たがら行ってみるがというそういう場合にですね町民の人たちも利用しやすいようなものにするためには、まあ記念日みたいなものを作ったりとか、それから1カ月に1回、大広間を開放するとか、そういうことは通告にも出してますので、そういう点についてサービスを行うつもりはないか伺います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 先ほどの答弁でも申し上げましたけれども、繰り返しになりますけども、いずれ議員ご指摘のとおりですね、このハタハタ館、町民の福祉、健康増進にも資するための施設でもございますので、今後ですね町民の皆様にご喜ばれるサービス等、あるいはそのイベント、そういったものにもしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） まあ町民に直接何らかのサービスを行うっていう答弁は返ってきません。イベントを行うと、そのことだけです。それではやはり町民離れをしていくのは必須のことだと思います。もう少しですね町民に寄り添った、まあ1カ月1回何曜日に、何日には大広間を全部開放するよとか、それから利用料、まあ町民に限って何かの記念についてのサービスを行うよというそういうふうなこと、何らかのものが全くないという答弁ですので、これ以上突っ込んでもお答えは返ってこないと思いますが、意見ありますか。お願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 先ほど、何度も言ってますけども、町民にご喜ばれるサービスの提供、ここまで言ってます、私。そういったところでですね、具体的には大広間の無料開放等々、今ここでですね具体的にお示しすることはできませんけども、そういったところも含めて町民の皆様にご喜ばれるようなサービスの提供をしっかりと進めてまいりたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。8番見上政子さん。

○ 8 番（見上政子さん） 是非ですね、やはり具体的なものを出していかないと、町民は納得しないと思いますよ。こうなりましたとか、今度こういうふうになりましたとかって、そういうのを早めに出してもらって、それで町民に寄り添ったものであるということを町自ら示していく、こういう姿勢をもっと早く具体的に示してほしいと思います。答弁は要りません。これで終わります。

○ 議長（皆川鉄也君） これでも 8 番議員の一般質問を終わります。
休憩いたします。55分から再開いたします。